

### 助成要件、申請書の競売が変わりました!

# 墨田区介護職員実務者研修

すみダック

## 受讚料助成金

区内で働く介護職員の資格取得を支援し、介護人材の確保や介護サービスの質の向上を図る ことを目的として、実務者研修受講料を助成します。

#### 助成要件

- ◆申請の時に、以下の1から5の要件を全て満たしていることが必要です。
  - 1. 介護職員実務者研修を修了していること。
  - 2. 区内の介護保険サービス事業所に、研修の修了前から就労している、又は研修の修了後3か月以内に就労していること。
  - 3. 就労先の事業所において、継続して6か月以上の勤務し、申請時点において引き続き勤務し、かつ、助成決定後も継続して勤務する意思があること。
  - 4. 就労先の事業所の運営法人に直接雇用されていること。 (派遣労働者は対象外)
  - 5. 他の公的機関から同種の助成金を直接(個人として)受けていないこと。
  - ※ 対象となる介護サービス事業所の種類は、区ホームページでご確認ください。

#### 提出期限

提出期限は、**研修修了後、1年以内**となります。期限までに申請に必要な書類一式を提出してください。 ※ 令和7年度より電子申請が可能となりました。

#### 助成金額

- ◆研修を受講したご本人様(**個人**)が、研修実施機関に実際に支払った費用(**上限15万円**)
  - ※ 手数料は助成の対象にはなりません。
  - ※ 勤務先から受講費用の一部が支給されている場合は、その額を控除した額を助成します。
  - ※ 予算金額に達したときは、終了となる場合があります。

#### 申請書類

- 1. 交付申請書(第1号様式)
- 2. 就労証明書(第2号様式)
- 3. 実務者研修の修了証明書の写し
- 4. 受講費用の領収書の写し
- 5. 助成証明書(第3号様式)
- 6. 請求書兼口座振替依頼書(第6号様式)
- ※ 勤務先から受講費用の一部が支給されている場合のみ、 5の助成証明書が必要になります。

令和7年3月31日までの間に実務者 研修を修了した方は、経過措置に該当 する可能性があるため、区ホームページをご確認ください。

•

#### 詳細や申請書の様式は、区ホームページをご覧ください。

https://www.city.sumida.lg.jp/kenko\_fukushi/koureisya\_kaigohoken/kaigo-jinzai-kakuo/jitumusya.html トップページ>健康・福祉>高齢者への支援>介護人材の確保>介護職員実務者研修受講料の助成事業

問合せ先:墨田区 福祉部 介護保険課 給付・事業者担当(区役所4階)

**3**03-5608-6544

